

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日

令和3年6月21日

2. 回答を行った年月日

令和3年7月2日

3. 新事業活動に係る事業の概要

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営適正化法」という。）第2条第1項第5号に規定する営業（以下「5号営業」という。）の許可を取得した事業者が、店舗の営業日外に、その営業所及び同所の遊技設備を利用して、通常営業とは異なるポーカー大会を開催し、大会の参加者のうち、成績上位者に対して賞品を提供するもの。

大会運営の概要は、以下のとおりである。

- ① 一般客を対象とした遊技は行わず、参加者に対する飲食物その他物品の販売も行わない
- ② 大会参加費は無償とするか、大会運営費用を上回らない額に限り徴収する
- ③ 大会の観戦者からは、観戦料を徴収し又は飲食物や大会グッズ等の物品の販売を行う場合がある。また、大会の動画配信により、一定額の広告収入を得る
- ④ 大会への参加資格は、抽選による選抜又はポーカーの技量や経験等を総合的に考慮した招待によって与えられる
- ⑤ 賞品の原資は、事業者のスポンサーから提供される場合と事業者が別途支出する場合があるが、過去分も含めて参加者から徴収した参加料が原資に充当されることはない

なお、大会に関する収支は、通常営業と帳簿を区分して管理し、大会参加者から徴収した参加料が大会運営費用を上回っていないことを明確にする。万が一、徴収した参加料が大会運営費用を上回った場合には、上回った額を大会参加者に対して人数割りにより返還する。

また、大会の参加料は、1参加者1大会当たりの固定額とし、参加料を追加で支払うことによって大会に再度参加できる権利を付与するような方式とはせず、全参加者が公平に分担するものとする。

さらに、大会の告知にあたっては、(i) 大会の参加費は無償又は実費の一部のみを徴収するものであること、(ii) 参加者の抽選又は招待にあたっては、通常営業における使用金額や遊技の結果を考慮するものでないこと、(iii) 客に行わせる遊技の具体的内容、(iv) 帳簿の区分、(v) 日程の区分を記載し、また5号営業として行うものではないことについても明記する。

4. 確認の求めの内容

本件ポーカー大会の運営が5号営業に該当せず、成績上位者に賞品を提供することが風営適正化法第23条第2項による規制の対象とならないこと。

5. 確認の求めに対する回答の内容

本件ポーカー大会については、照会書のとおり運営され、かつ、既に5号営業の許可を受けた店舗の営業（以下「通常営業」という。）と明確に区分されることを前提とすれば、5号営業に該当しないと解して差し支えない。また、同大会における賞品の提供についても、照会書

のとおり運営されることを前提とすれば、風営適正化法第23条第2項による規制を受けないと解して差し支えない。ただし、照会書において触れられていない事由によって、大会の営利性が生じる場合や、通常営業と大会との区分が失われる場合にはこの限りではない。